

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ
(第73回)

平成30年11月19日(月) 午前10時30分
日本証券業協会 第1会議室

議 案

1. 「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う本協会の対応について
2. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について
 - 協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直しについて
 - 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外について
3. その他

以 上

資料 1

2018年11月19日

銀行法施行規則等改正に伴う投資勧誘規則の改正について（案）

●改正に当たり、前提として考慮すべきこと

- 既に銀行法施行規則第13条の5第3項等が改正・施行され、「特定の窓口」の設置義務が撤廃されており、その一方で預金等との誤認防止のための説明表示を適切に掲示することが求められている。
- 投資勧誘規則第10条第3項は、上記施行規則施行（平成10年）後に、特別会員の証券仲介（当時）業務の開始（平成16年）に伴い、制定施行されたものであり、預金等との誤認防止の重要性に鑑み、意図的に法令との二重規定とした経緯がある。
- 投資勧誘規則第10条第3項により掲示を求めている事項（同条第2項第1号～第3号）は、銀行法施行規則で規定している掲示事項とは異なるもの（投資者保護基金が利用できないことを加え、元本保証ではないことを削除）となっている。

●第69回規則改善ワーキング（9/4開催）での議論、及びその後に実施した意見照会結果（9/25〆切）から、考えられること

- 特別会員は、法令改正を踏まえた店舗運営に影響を及ぼすことへの危惧から、本協会規則上の「特定の窓口」設置義務も廃止することを強く求めている。金融庁からは、法令改正の効果が達成されないことへの懸念が示された。
- 会員は、「特定の窓口」の設置義務廃止に異存はないとの声もある一方、預金との誤認は未だに存在しているとの認識から、預金等との誤認防止措置の水準を落とさないという前提の下、何らかの措置は必要とする声もある。

○対応案

- 投資勧誘規則第10条第3項における「特定の窓口」の設置義務は撤廃してはどうか。
- 預金等との誤認防止等を確実に行うための「適切な掲示」を実現するための方策を規則に盛り込んでどうか。
- 当該方策は、法令の趣旨に鑑みて預金等との誤認防止の観点から適切なものとなるよう配慮してはどうか。

○規則改正（案）

新	旧
<p>(預金等との誤認防止)</p> <p>第 10 条 特別会員は、登録金融機関業務に関し、金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>1 預金等ではないこと（保険会社にあつては保険契約でないこと。）。</p> <p>2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと（保険会社にあつては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと。）。</p> <p>3 金商法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づく一般顧客に対する支払の対象でないこと（特別会員が有価証券の預託を受ける場合に限る。）。</p> <p>4 元本の返済が保証されていないこと。</p> <p>5 契約の主体</p> <p>6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項</p>	<p>(預金等との誤認防止)</p> <p>第 10 条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>第 3 項において「揭示」が求められる事項</p>

新	旧
<p><u>3 特別会員（特別会員が保険会社である場合を除く。）は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、前項第1号から第4号までに掲げる事項を、当該有価証券を取り扱う窓口を利用する顧客がその場で目視できる場所に掲示するものとする。ただし、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券を取り扱う前に行い、かつ、約定までに書面交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行う場合には、当該場所以外の場所に掲示することを妨げない。</u></p> <p><u>4 特別会員（特別会員が保険会社である場合に限る。）は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、第2項第1号から第4号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p> <p><u>3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第1号から第3号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。</u></p>

※ 第1項条文中の括弧書きは適宜省略

○改正（案）の考え方

<第3項主文>

- ・「特定の窓口」の設置義務は削除し、銀行法施行規則等で求められる「適切に掲示」するための具体的な方策を規定することとする。
- ・今後の店舗運営によっては当該規定で十分に対応できない場合も想定されるため、例外を認めない「しなければならない」ではなく、「するものとする」規定様式とする。
- ・当該窓口を利用する顧客から見える位置に掲示を行うことで「適切に掲示」の要件を満たすこととするもの。
- ・掲示の方法としては、当該窓口に座った時に見える場所、例えばブースの壁面、カウンターの間仕切り板にポスターやリーフレットを貼りつけることが考えられるが、そこまで具体的に規則で規定する必要はないと考える。

- ・従来どおり、特定の窓口を設けてそこで掲示する方法も、本規定の要件を満たしていると考えられる。言い換えれば、現状を維持する特別会員にあっては、追加的措置は必要ないこととなる。
- ・従来、本規則では掲示すべき事項を第2項第1号から第3号に掲げる事項としてきたが、銀行法施行規則等で掲示を求めている第2項第4号に掲げる事項が含まれていない。しかし、特別会員においては、法令の規定により当該第4号事項も掲示しなければならないため、本規則第3項でもそれを含む（第2項第1号～第4号）掲示とした方が混乱はないと考えられる。

<第3項但し書き>

- ・当該窓口を利用する顧客からは見えない位置に掲示する場合には、第1項の規定に基づく説明を、当該有価証券の取り扱いを始める前に行い、かつ約定までの間に書面の交付又は提示（タブレット端末等の画面表示を含む。）を行うのであれば、当該窓口から目視ができない他の場所に掲示が行われていても「適切に掲示」の要件を満たすこととするもの。
- ・本項に言う「取り扱う」とは、約定だけではなく当該有価証券に関する説明・勧誘を含む。
- ・書面交付又は提示は、当該有価証券の取扱い前に説明とともに行うことが考えられるが、自社の業務手順等で取扱い前に交付又は提示することが困難な場合は、まず口頭で説明を行い、約定までの間に交付又は提示を行うことも考えられる。
- ・これらの措置は、預金を行うつもりで来店した顧客が、予期せず（気が付かないまま）有価証券の勧誘を受けることを防止するためのものである。

<第4項>

- ・現時点において、保険会社については保険業法施行規則第53条の2第3項に「特定の窓口」の設置義務が存置されていることから、保険会社に限り従来の規定を存置することとするもの。
- ・本来、改正が軽微である本項を第3項とすべきと思われるが、将来保険会社に係る法令規定が改正された場合、条ずれを生じさせることとなるため、予め新しい規定を第3項とし、本項を第4項とするもの。

以 上

「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う日証協規則改正の方向性についての意見照会結果

2018年11月19日

去る9月4日開催の「第69回自主規制規則の改善等に関する検討WG」において、「銀行法施行規則」等の一部改正について説明を行った後、9月25日を期限として日証協規則改正の方向性について意見照会を実施したところ、次のとおりの照会結果となった。

<照会の前提>

- ・ 今般の銀行法施行規則等の一部改正の趣旨が、平成29事務年度金融庁行政方針において、「フィンテック時代に対応した制度の点検・見直し」であることを鑑みるに、同改正は、少なくとも預金等との誤認防止措置の水準を落とすものではなく、いかなる方法にせよ、引き続き同等の誤認防止措置が図られる必要があると考えられる。

<照会内容>

- ・ 上記の前提を踏まえた対応としては、以下の方向性が考えられるのではないか。
 - 対応案1 投資勧誘規則第10条第3項はあくまで自主規制であるため、規制を維持する。
 - 対応案2 投資勧誘規則第10条第3項の制定経緯等を踏まえ、規制対象（業務の範囲、対象商品等）の一部見直しを行う。
 - 対応案3 「顧客の目につきやすいように掲示」の具体的措置を自主規制で定める。
 - 対応案4 法令改正に合わせ規制を撤廃する。

<照会結果>

- ・ 対応案1に賛同 : 1社
- ・ 対応案2及び対応案3に賛同 : 1社
- ・ 対応案3に賛同 : 4社
- ・ 対応案4に賛同 : 4社
- ・ 意見なし : 2社

<主な回答内容（一部抜萃）>

○対応案1に賛同

顧客保護という観点からすれば現行制度が最もわかりやすい制度と考えられ、預金等との誤認防止措置の水準を落とさないとするのであれば、自主規制としては存続するのが望ましいのではないかと考える。

○対応案2及び対応案3に賛同

顧客が銀行で購入される場合に預金等の元本保証商品ではないことを理解したうえで投資するため、自主規制規則は残すべきである。過疎化した地域への対応（金融庁の方）が背景にあるのであれば、対応案2か3が妥当ではないかと考える。実際は規則を一部変更し、具体的な「顧客の目につきやすいように掲示」を示すことで、特別会員での対応も具体的に組み立てると考える。

○対応案3に賛同

本規制が必ずしも「有価証券しか取り扱うことができない専用の窓口」を指すのではなく、「本業に加えて有価証券も取り扱える窓口を特定する」ものとして実務上運用されているところ、日証協規則で本規定を維持する必要性は乏しいと考える。

一方、有価証券との預金との誤認防止に関しては、高齢のお客様を中心に、預金等とその他の取扱商品とが誤って認識されるという蓋然性を否定しきれないため、お客様にしっかりとご理解いただく必要があり、「顧客の目につきやすいように掲示」の具体的措置を自主規制で定め、実効性を補完する必要があると考える。

○対応案4に賛同

「自主規制規則の改善等に関する検討WG」にて、金融庁へ確認したとおり、今回の銀行法施行規則の改正趣旨は、店舗の休日規定の見直し等のなかでのパッケージとして、過疎地等で店舗のない地域をこれ以上広げない（店舗の効率性をあげ閉店を防ぐと解釈）ということにあり、弾力的な店舗運営による顧客利便の維持にある。銀行法において説明義務や掲示義務は維持されることから、【対応案4】が適切と考える。

また、今回の緩和のみをもって投資信託の販売や金融商品仲介業務の拡大に繋がるとは全くとらえておらず（預金誤認防止措置をしっかりと維持するという観点は変わらないことから、実際に行うべきことは何も変わらない。）、むしろ、少しでも顧客利便性を考えた効率的な新しい店舗のかたちを模索するうえで必要な1つのパーツととらえている。したがって、様々な店舗のあり方が将来に渡り模索されるなか、【対応案3】により、現段階で具体的措置を定め、何らかのかたちで自由度の高い店舗運営を縛ることも適切とは思わない。

資料 2

「協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直し」についての意見照会結果

2018年11月19日

去る10月4日開催の「第72回自主規制規則の改善等に関する検討WG」において、「協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直し」について事務局及び提案会社から説明を行った後、10月19日までを期限として今後の対応の方向性について意見照会を実施した。

【照会内容】

<10月4日開催WGにおける事務局及び提案会社からの説明>

- ・事務局：本年度及び昨年度の提案概要について説明し、9月18日開催自主規制会議における発言をご紹介。
- ・提案会社：提案内容に関する補足説明（詳細は、参考2「ご提案理由補足」参照）
 - 信用デリバの解禁を行えば、従業員の取引機会の幅を広げられ、提供しているサービスを顧客目線で改善できる。
 - 「投機的な取引」の定義を明確にすることは難しいため、金商法上の特定有価証券に該当せずインサイダー取引規制の対象外であるETFのみを解禁の対象とする。ETF取引解禁により、金融庁平成30事務年度方針で挙げられている「ETFの流動性向上」の一助となる。
 - 内部管理態勢の構築の例について紹介。
 - (1) 立会時間中の発注を禁止。
 - (2) 1日の取引金額の制限（30万円）。
 - (3) 約定価額と同額以上の保証金差入れ（保証金率100%）。
 - (4) 取引経験をサービスに生かすためのレポート提出義務付け。
 - (5) 上記が遵守されていることの日次の事後確認。
 - (6) 違反があれば取引停止、社内処分の実施。
 - (7) 従業員が他社で取引する場合は、他社から取引情報の提供を受けられる先に限定。

- ・上記の前提を踏まえた対応としては、以下の方向性が考えられるのではないか。

対応案 1 解禁につき具体的な検討を行うべき

対応案 2 提案内容につき、さらに理由の明確化を行うべき（明確化後に解禁に関する議論を行う）

対応案 3 これ以上の議論は必要ない（現状維持）

【照会結果】

- ・対応案 1 に賛同 : 1 社
- ・対応案 2 に賛同 : 0 社
- ・対応案 3 に賛同 : 11 社

参 考 2

ご提案理由補足

1. 昨年度からの変更点について

現時点で、当ワーキングにおいて、投機的な取引の定義を明確にする、あるいは投機的な取引に該当しない範囲を設定することは難しいと認識しています。

そのため、取引できる範囲を ETF の信用取引に限定し、様々な条件を付すことで投機的な取引ではなく、内部管理態勢の構築にともなう労力を軽減できる案を用意しました。この案で、信用取引を一律禁止することが妥当か、議論させていただきたいと考えます。

仮に規則改定した場合でも、各社の業態、個々の従業員の業務に応じて自社ルールで一律禁止を継続することができることは前提といたします。

2. ETF を対象とする意義について

(1) インサイダー取引規制の対象外

ETF は、「特定有価証券等」には該当しない。

職務上知り得た特別の情報に基づく取引も発生しづらい。

(2) 流動性向上が課題

先日発表された金融庁の平成 30 事務年度の方針においても、「活力ある資本市場と市場の公正性・透明性の確保」に向けた課題として、「ETF の活用促進に向けた対応」があげられており、ETF の流動性向上を図るために取り組みを促していくとされている。

東京証券取引所では、ETF にマーケットメイク制度が導入されて、気配は入るようになったので、あとはテイカーの注文が入ることが期待されている。

ETF 信用取引の一部解禁によって、証券業界として ETF の流動性向上の一助となることはできる。

レバレッジ ETF は、ETF の流動性向上には貢献できないため、対象外とする。

3. 内部管理態勢の構築の例について

(1) 立会時間中の発注を禁止。

従業員が自らの取引に没頭することを抑制するため。

- (2) 1日の取引金額の制限(30万円)。
投資金額が過大にならないようにし、投機性を抑制するため。
- (3) 約定価額と同額以上の保証金差入れ(保証金率100%)。
レバレッジを下げ、投機性を抑制するため。
- (4) 取引経験をサービスに生かすためのレポート提出義務付け。
社員が自己研さんのために利用していることを明らかにするため。
- (5) 上記が遵守されていることの日次の事後確認。
管理の実効性を確保するため。
- (6) 違反があれば取引停止、社内処分の実施。
日次または月次に確認し、管理の実効性を確保するため。
- (7) 従業員が他社で取引する場合は、他社から取引情報の提供を受けられる先に限定。
従業員が所属する会社が、取引情報の提供を受けられる契約をした先でのみ受注できるようにし、管理の実効性を確保するため。

以上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 ● 月 ● 日

(下 線 部 分 変 更)

改正案	現 行
<p>(信用取引の注文を受ける際の確認)</p> <p>第 7 条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下「取外規則」という。）第 2 条第 11 号に規定する PTS 制度信用取引を含む。）、一般信用取引（同第 2 条第 12 号に規定する PTS 一般信用取引を含む。）の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。</p> <p>(過当勧誘の防止等)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 協会員は、金融商品取引所、<u>認可会員</u>（取外規則第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品取引所 <u>又は認可会員</u> が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄 	<p>(信用取引の注文を受ける際の確認)</p> <p>第 7 条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。</p> <p>(過当勧誘の防止等)</p> <p>第 12 条 (省 略)</p> <p>2 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄

改正案	現 行
<p>3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所、<u>認可会員</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>1</u> 金融商品取引所 <u>又は認可会員</u> が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p>4～5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成●年●月●日から施行する。</p>	<p>3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。</p> <p><u>1</u> <u>金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</u></p> <p><u>2</u> 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄</p> <p><u>3</u> 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄</p> <p>4～5 (省 略)</p>

資料 3-2

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 ● 月 ● 日

(下線部分変更)

改正案	現 行
<p>(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所 (以下「金融商品取引所」という。) <u>、認可会員 (「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。)</u> 又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社 (以下「証券金融会社」という。) により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <p>1 金融商品取引所 <u>又は認可会員</u> が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成●年●月●日から施行する。</p>	<p>(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘)</p> <p>第 8 条 (省 略)</p> <p>2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所 (以下「金融商品取引所」という。) 又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社 (以下「証券金融会社」という。) により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <p>1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄</p>